別記様式十一の二（第四十三条の九関係）

　　　　地区計画の区域内における行為の届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　南相馬市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出書　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、

　（１）土地の区画形質の変更

　（２）建築物の建築又は工作物の建設

　（３）建築物等の用途の変更　　　　　　　　について、下記により届け出ます。

　（４）建築物等の形態又は意匠の変更

　（５）木竹の伐採

記

１　行為の場所

２　行為の着手予定日　　　　　年　　月　　日

３　行為の完了予定日　　　　　年　　月　　日

４　設計又は施行方法

|  |  |
| --- | --- |
| （１）土地の区画形質の変更 | 区域の面積　　　　　　　　　　㎡ |
| 建築物の建築又は工作物の建設　　　　　　（２） | （イ）行為の種別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転） |
| （ロ）設　計　の　概　要 |  | 届　出　部　分 | 届出以外の部分 | 合　　計 |
| （ⅰ）敷地面積 |  |  | 　　　　　　㎡ |
| （ⅱ）建築又は建設面積 | 　　　　　　㎡ | 　　　　　　㎡ | 　　　　　　㎡ |
| （ⅲ）延べ面積 | 　　　　　　㎡（　　　　　） | 　　　　　　㎡（　　　　　） | 　　　　　　㎡（　　　　　） |
| （ⅳ）高さ地盤面から　　　　　　ｍ | （ⅴ）用　途 |
| （ⅵ）垣又はさくの構造 |
| （３）建築物等の用途の変更 | （イ）変更部分の述べ面　　　積 | （ロ）変更前の用途 | （ハ）変更後の用途 |
| 　　　　　　　　　　㎡ |  |  |
| （４）建築物等の形態又は意匠の変更 | 変更の内容 |
| （５）木竹の伐採 | 伐採面積　　　　　　　　　　　　　㎡ |

　備　考

　１　届出が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

　２　建築物等の用途の変更について、変更部分が２以上あるときは、各部分ごとに記載すること。

　３　地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

　４　都市計画法第１２条の５第６項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物

　　　の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。

　　（１）　当該建築物の建築については、（２）（ロ）（ⅲ）延べ面積欄の（　）の中に当該建築物の

　　　　　　住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるとき

　　　　　　は、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。

　　（２）　当該建築物の用途の変更については、（２）（ロ）（ⅰ）敷地面積の合計欄及び（２）（ロ）

　　　　　　（ⅲ）延べ面積の合計欄（同欄中の（　）は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供す

　　　　　　る部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。

　５　同一の土地の区域について２以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることが

　　　できる。